

○東京都市大学情報基盤センター運営会議部会内規

〔平成 23 年 5 月 13 日
制 定〕

改正 平成 29 年 7 月 13 日

(設置)

第 1 条 東京都市大学情報基盤センター運営会議規程第 6 条に基づき、情報基盤センター運営会議(以下「会議」という。)に部会を置く。

(検討事項)

第 2 条 部会は情報基盤センター所長(以下「所長」という。)の諮問に応じて検討を行い、会議に上程又は報告するものとする。

(構成員)

第 3 条 部会に、主査 1 名及び部会員若干名を置く。

2 主査及び部会員は、会議構成員の中から所長が指名する。

3 所長は、会議構成員以外の教職員を部会員として指名することができる。

4 幹事は、事務局があたる。

(任期)

第 4 条 主査及び部会員の任期は、所長がその都度定めるものとし、再任を妨げない。

(内規の改廃)

第 5 条 この内規の改廃は、会議の議を経るものとする。

付 則(平成 29 年 7 月 13 日)

1 この内規は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

2 この内規の制定により、東京都市大学世田谷キャンパス情報処理センター運営委員会技術部会内規を廃止する。